

新型コロナウイルス感染症（COVID-19） ガイドライン

令和2年6月

沼津工業高等専門学校

R. 2. 6. 19 初版

R. 2. 7. 7 Ver. 2

はじめに

新型コロナウイルス感染症が全世界で蔓延し、日本国内においても首都圏、関西圏、中京圏等いわゆる人口過密地域で感染者が急激に増加しました。その後、地方においても人の移動等による感染の広域拡大が確認され、多くの都道府県で感染者が確認されたところです。5月25日に首都圏を含む全国で緊急事態宣言が解除されましたが、本校では在学生の半数近い約500名が寮生であること、静岡県外からの通学生もいること、まだ入国できないでいる留学生もいることなどの事情があり、学生及び学校関係者全員の安全を確保して対面授業を開始するには考慮すべき多くの点があります。

緊急事態宣言が解除され本校が部分的対面授業を開始するにあたり、校内の教室等及び寮において政府の要請によるいわゆる3密回避のための適切な対策を取ること、さらに、静岡県からの県境を越える移動の自粛要請が解除されることが条件となること。部分的対面授業の開始に向けて、部分的対面授業開始後の校内の安全対策、及び部分的対面授業開始後の学校関係者の感染の疑いがある事態が発生した場合の対応策について、ここにガイドライン・対応マニュアルを作成し校内の安全対策を定めて運用するとともに、在籍するすべての学校関係者に安心して学校生活を送ってもらうことを目的に作成しました。新型コロナウイルスの特徴を理解し、正しく恐れて適切な対応をするとともに、感染者の発生と感染の拡大を起こさないよう常に意識していただき、感染リスクを最大限抑える努力をお願いします。

※本ガイドラインは、主に学生に対して示しているが、教職員においても、これを準用する。

I. 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への本校の基本方針など

1. 基本方針

- (1) 学生はもとより、常勤・非常勤の隔てなく全教職員の生命・健康と生活を守るための最善の対策を講じる。すなわち、本校での感染者発生と感染の拡大を起こさないよう最大限努める。
- (2) 感染症が心身両面に及ぼす影響は個々人で異なることを踏まえ、異なる生活基盤をもつ外国人にも配慮して対応する。
- (3) 今年度内に定められた課程の修了ができるよう、学修時間の確保をはじめとする事項を満足する授業、学校行事の実施に配慮する。なお、今後の感染拡大状況によっては、教務上の弾力的配慮を視野に入れて対応する。
- (4) 国、自治体等及び高専機構から発出されるガイドライン等を遵守し、最新の情報を確認しながら意思決定する。

2. 体制

(1) リスク管理室

校長、副校長、校長補佐及び事務部長を構成員とし、日常的なリスク管理から緊急性を有するリスク管理まで幅広く対応するための対処方法について、協議・決定する。

(2) 危機管理対策本部

緊急性を有する重大な危機管理に対し、全学的に組織的な対応が必要と判断された場合は、リスク管理室の下に、校長、副校長、校長補佐、事務部長、各学科長、各センター長及び各科長で組織する「対策本部」を設置し、対応について協議・決定する。

(3) 外部機関等との対応窓口

総務係に一本化する。

TEL : 055-926-5801 E-mail: covid-19@numazu-ct.ac.jp

3. 情報の収集・提供

- (1) 国、自治体等及び高専機構が発表する情報を早期に把握し、学内で共有するとともに対策等に反映させる。
- (2) 学校の対応状況について、ホームページ等で情報を提供する。
- (3) 感染拡大防止に関する情報、授業や行事等に関する情報は、教職員、学生及び保護者にメールにより速やかに提供する。
- (4) 感染の疑いがある者に関する情報は、学生は学生係、教職員は人事係に集約し、関係教職員に連絡する。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮する。

4. 感染拡大防止

(1) 予防の徹底

国、自治体等及び高専機構から示される予防対策に関する情報をもとに、学生及び

教職員に対して予防対策を周知し徹底させる。

(2) 海外渡航

その時点の国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請する。海外から帰国した場合は、国の方針に従い、一定期間の自宅待機・経過観察とする。

(3) 国内移動

国、自治体等及び高専機構の方針に従うほか、非常事態宣言発令中は、県外への不要不急の移動は原則禁止とする（静岡県以外の在住の学生及び教職員が本校へ登校又は出勤する場合を除く）。

II. 体調管理について

1. 毎日の検温と体調確認

- (1) 毎日、朝と晩に、必ず体温を測定してチェックシートに記入する。
- (2) 登校前に発熱や咳、のどの痛みなど風邪の症状がある時は登校せず、学校に連絡する。

2. 登校時

- (1) 必ずマスクを着用し、会話は控える。
- (2) 移動中は、ソーシャル・ディスタンスを確保する。
- (3) 登校後すぐに、手洗いや消毒を必ず実施する。

3. 体調不良の場合

- (1) 登校後、少しでも具合が悪いと感じたときは、学生係へ連絡する。
- (2) 「感染が疑われる症状」に該当すると判断された場合（通学生・寮生）
 - ① 保護者に連絡し、迎えを依頼する。
 - ② 学生共用室にて保護者が迎えに来るまで待機する。
 - ③ 帰宅時には、公共交通機関の利用は避ける。
 - ④ 帰国者・接触者相談センターへ連絡する。
- (3) 学寮で体調不良を感じたときは、体温を計測し、学寮事務室または宿直室に相談する。自室又は寮の隔離部屋に移動し、保護者が迎えに来るまで待機する。

III. 新型コロナウイルス感染の「疑い」から「感染」までの行動・連絡について

1. 定義

【特定警戒都道府県】

国によって感染予防の観点から特に警戒が必要と判断された都道府県。随時見直されるためその時点で確認が必要。

【感染を疑う症状】

(目安) 発熱(自分の平熱に対して)、喉の痛み、咳、頭痛、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下、下痢など。

【回復】

(目安) 各種薬剤(解熱剤等)を服用していない状態で、解熱および症状が消失している場合。

【出席停止】

感染症の罹患や疑いのある場合に出席させない措置。欠席の扱いとはしない。

2. 行動の自粛

- (1) 「三つの密」(換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、密接した距離での会話や発声など)を避ける、マスクの着用、手洗い等の手指衛生など、新しい生活様式を徹底する。
- (2) 非常事態宣言発令中は県外への不要不急の移動は原則禁止する。宣言が解除された後も県をまたぐ移動は極力避ける。
- (3) やむを得ず「特定警戒都道府県」に移動する場合は、事前に学校へ連絡するとともに、症状の有無にかかわらず、静岡県に帰着した日から14日間は自宅に待機し健康観察を行う。

3. 具体的な行動

新型コロナウイルス感染に至るまでの状況に対して学生が取るべき行動をガイドラインとして示す。

少しでも具合が悪い場合は、学生係に連絡し、感染を疑う症状と認められる場合は、学生生活支援室で待機とし、原則保護者の迎えで帰宅する。

(1) 感染を疑う症状が発生した場合(初日～数日間) 【初日】

- ① 登校せず、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ② 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状の場合、自宅療養し体調観察をする。
- ③ ただし、以下の場合は【帰国者・接触者相談センターに相談が必要な場合】に従う。
 - ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を服用している人等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・自身の行動(発熱前2週間以内に特定警戒都道府県へ移動した等)で感染が疑われ、症状が続く場合

【翌日以降】

- ① 症状が続いている場合は、登校せず、自宅療養し体調観察をする。
- ② (毎日) 学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 医療機関の受診を希望する場合は【帰国者・接触者相談センター】の指示に従う。

【帰国者・接触者相談センターに相談が必要な場合】

- ① 居住地管轄の「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談して指示に従う。
- ② 速やかに、①の指示の内容を学校に電話連絡する。
- ③ 医療機関を受診の上 PCR 検査を受けることになった場合は、検査結果を学校に報告する。

(2) 感染者の濃厚接触者として特定された場合

- ① 感染者と最後に接触した日から起算して14日間は「出席停止」。
- ② 至急、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 以後、居住地管轄の保健所の指示に従うとともに、PCR 検査を受けた場合は、結果を学校に報告する。

(3) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

- ① 治癒するまで「出席停止」。
- ② 至急、学校に電話連絡し、症状を報告する。
- ③ 保健所、医療機関の指示に従い治療に専念する。
- ④ 主治医から登校許可が出た場合は、登校前に学校へ電話連絡する。
- ⑤ 登校日初日に、「治癒したことが分かる証明書」を学生課教務係に提出する。

(4) その他、感染が疑われ、次に該当する場合は学校に電話連絡し、健康観察をする。

- ・「特定警戒都道府県」に行った場合
- ・感染者と接触した可能性のある場合
- ・同居している家族が濃厚接触者と特定された場合

4. 学寮の対応

- (1) 感染拡大防止の観点から、寮生の安全が確保できないと判断される期間は閉鎖する。
- (2) 外国人留学生については、健康観察を十分に行いながら在寮を継続する。

5. 授業等への対応

- ・通常授業を基本としつつ、学生の安全が確保できないと判断される場合には、速やかに遠隔授業に移行する。

6. 相談室の対応（心のケア）

- ・学生・教職員向けの相談室，カウンセラーについては，当面，通常通りの体制で運営する。
- ・電話やメールでの相談受付を活用する。TV 会議システムの利用についても検討する。
- ・学生，保護者及び教職員向けに，心のケアに関する情報を積極的に発信する。

7. 行事等への対応

国，自治体等及び高専機構の方針，感染状況を踏まえ，学生や教職員の安全が確保できない場合には，延期または中止を検討する。

8. 欠席・休暇の扱い

- ・通常授業や登校日において，学生に発熱や風邪症状が認められ，新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は自宅待機とし，欠席の扱いとはしない。
- ・教職員において発熱や風邪症状等が認められる場合は，職務専念義務免除等の措置を講ずる。

IV. 個人情報の保護・管理並びに提供

回答した内容は，新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。

また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはありません。取得した個人情報は，紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

V. 連絡先

①学校電話連絡先：

教職員：総務課人事係 055-926-5713
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30～17:00

※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

学生：学生課学生係 055-926-5734
Covid-19 055-926-5801 } 平日 8:30～17:00

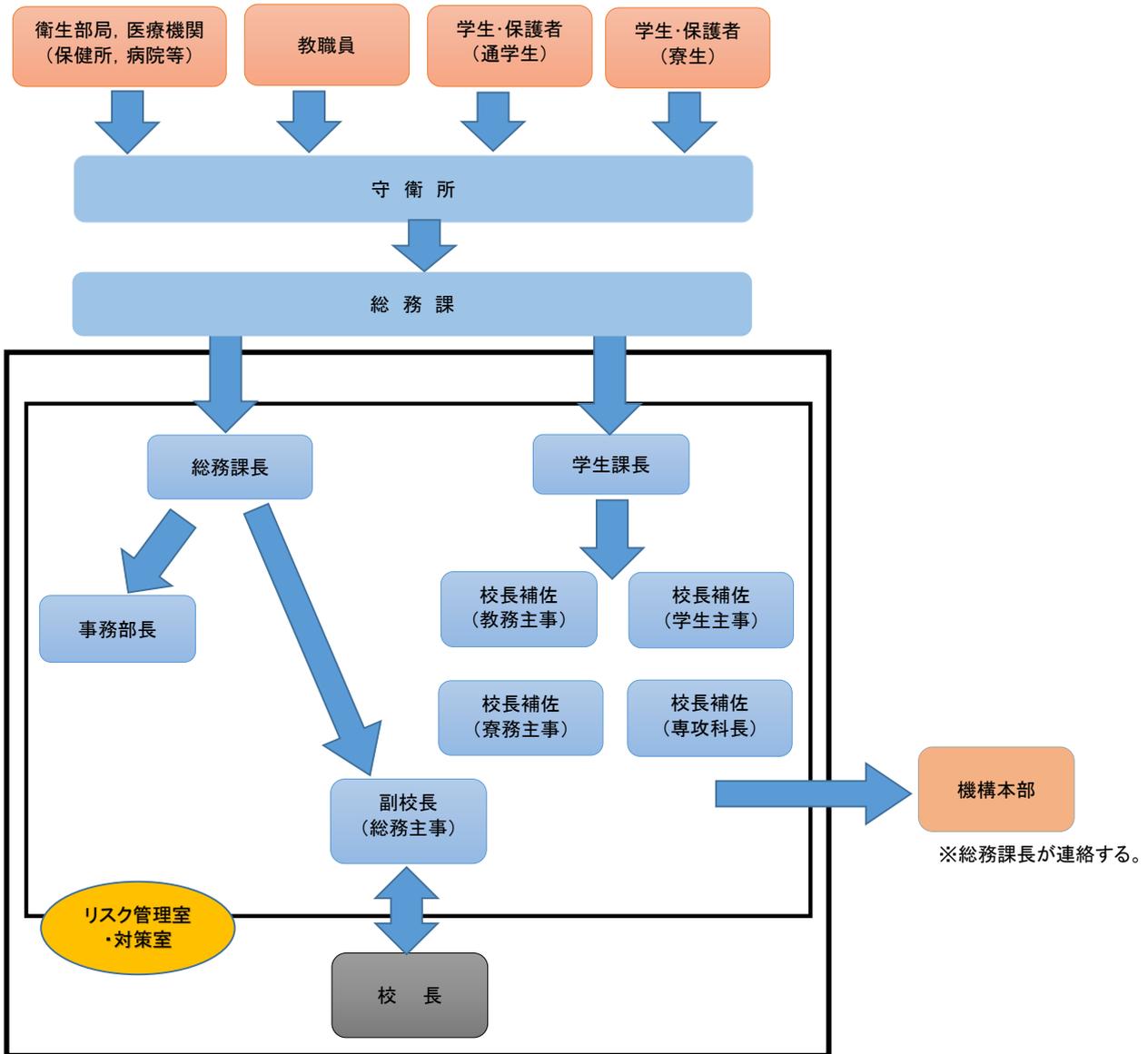
※休日・夜間の場合は，守衛室 055-926-5714, 090-3250-2768

②静岡県帰国者・接触者相談センター

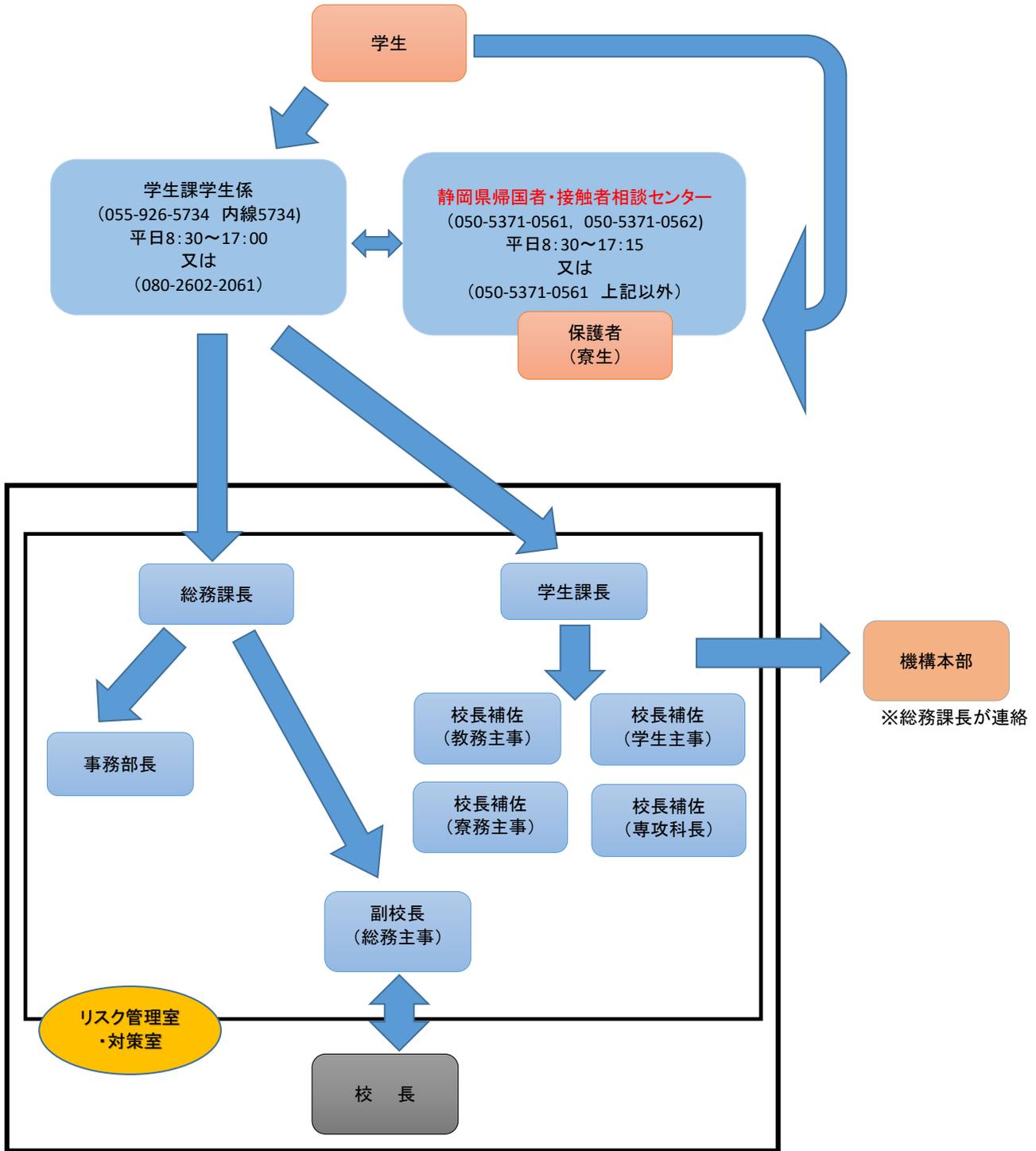
050-5371-0561
050-5371-0562 } 平日 8:30～17:15

※休日・夜間の場合は，050-5371-0561

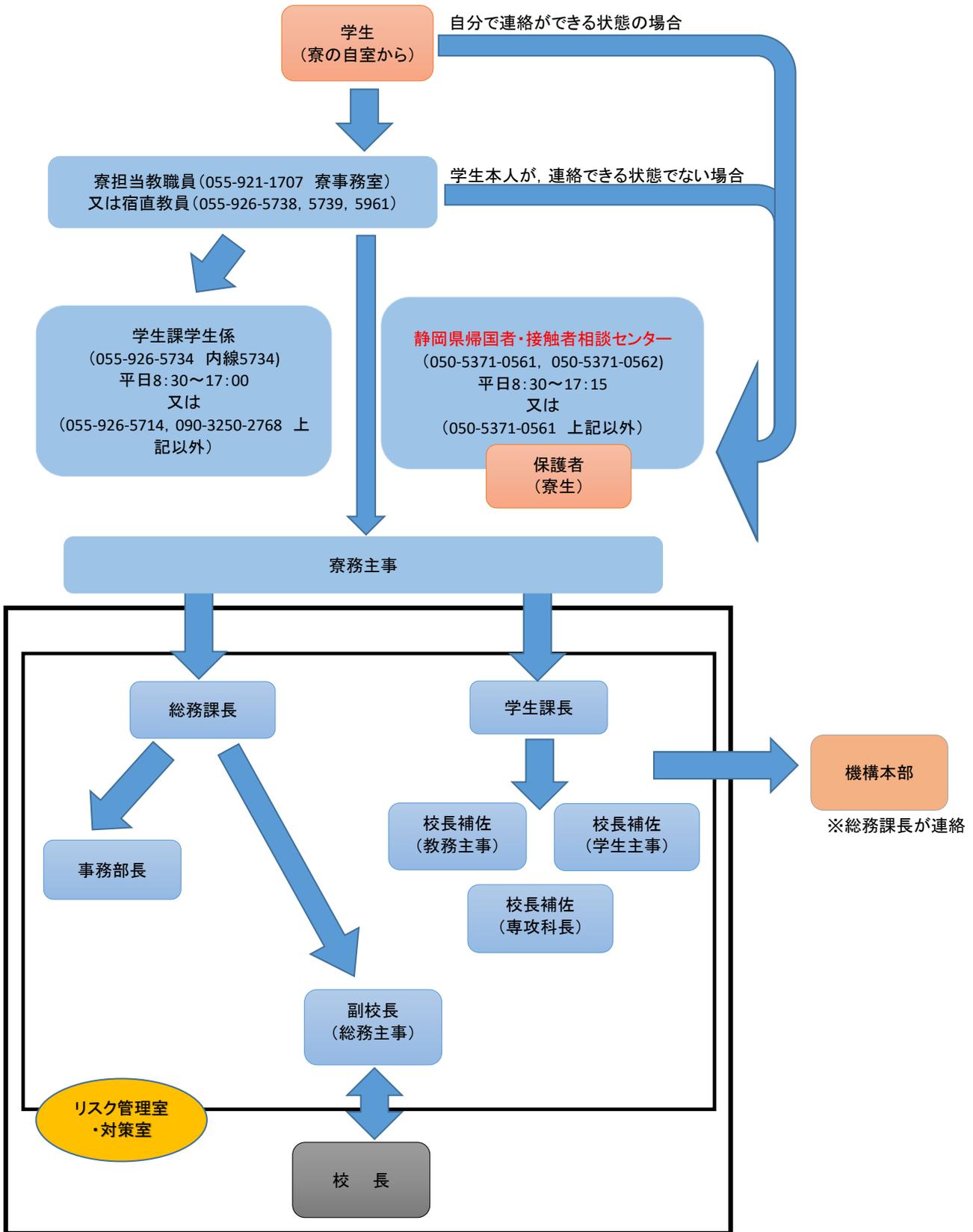
勤務時間外において発生した場合の緊急連絡体制



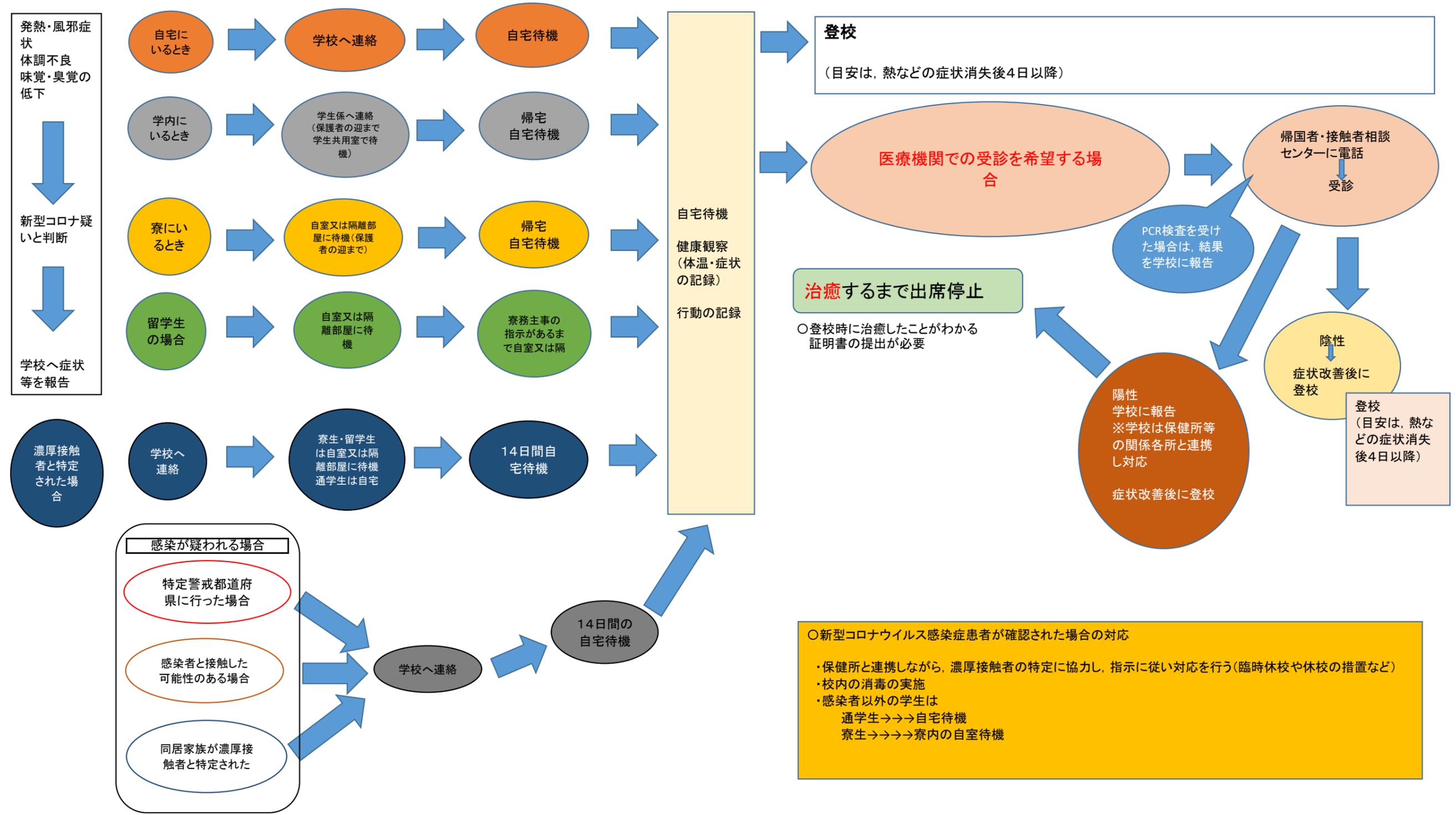
在校中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



在寮中に感染の疑いがある者が発生した場合の緊急連絡



新型コロナウイルス感染症対応フロー



**新型コロナウイルス感染症（COVID-19）予防のための対策下での
授業等実施マニュアル（学生向け）**

沼津工業高等専門学校

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月7日 Ver.2

はじめに

学生が登校して面接形式で授業等を実施するにあたり、「新しい生活様式」の実践を基本として学生、教職員および保護者のすべての関係者の新型コロナウイルスへの感染防止に努める。

具体的には、「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避を中心とする他に、学生、教職員を問わずに一人ひとりの基本的対策として、

- (1) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保
- (2) マスクの着用
- (3) 適切な方法での手洗い等による手指の消毒

を実践する。（構内各所に掲示物を設置して周知）

I. 学生の通学・登下校

登校前

所定の健康記録（図1）への日々の記入および COVID-19 対策用品、

- (1) 清潔なハンカチとティッシュペーパー
- (2) マスク
- (3) マスクを置く際に使用する清潔なビニールや布等を持参する。

以下の場合には、登校せず、学校（教務係、055-926-5733）に連絡する。

- (1) 37.5°C 以上の発熱があるとき。
- (2) のどの痛みなど風邪の症状があるとき。
- (3) 息苦しさや強いだるさ等の症状があるとき。

なお、この場合の欠席は基本的に欠席扱いにしない。（教室等に掲示物を設置して周知）

通学時

保護者による自家用車等での送迎は、可能であれば、推奨する。公共交通機関を利用する通学生は、以下のことに十分留意する。

- (1) 必ずマスクを着用して乗車し、車内では極力会話を控えること。
- (2) 移動中は、できるだけ顔を触らない、触った場合には登校後に顔と手を洗うこと。
- (3) 乗客が少ない時間の列車等を利用するよう努めること。

一方、自宅、下宿、あるいは駅と学校間を徒歩や自転車等で登下校する際は、熱中症予防に留意し、マスクの着用は必要に応じて行う。

ただし、マスクを着用しない場合には、なるべく2mの対人距離を確保し、友人等との会話を極力控える等、間近での会話や発声といった密接場面を作らないように十分に注意する。

健康記録			
クラス _____			
氏名 _____			
日付	体温	体調	体調(症状)・行動記録(外出時のみ)
記入例	36.8 度	良・不良	名古屋に買い物に行った
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	
月 日(月)	度	良・不良	
月 日(火)	度	良・不良	
月 日(水)	度	良・不良	
月 日(木)	度	良・不良	
月 日(金)	度	良・不良	
月 日(土)	度	良・不良	
月 日(日)	度	良・不良	

- クラスは、令和2年度（進級後）のクラス名を記載してください。
- 『体温』は、極力、同じ時間帯（朝、昼、夕など）に計ってください（1日1回）。
- 『体調』欄は、「良・不良」の、いずれかに○をつけてください。
- 『体調(症状)・行動記録(外出時のみ)』欄は、体調欄の不良に丸を付けた場合は症状を記載してください。外出した日だけで構いません（本校への登校は含みません）。外出先の施設名や都道府県名（都市名）を記載してください。
- この用紙は各自で保管し、必要に応じて学校や保健所など、関係機関に提出してください。

図1

登下校時

以下のことを徹底して実行する。

- (1) 校舎への入退場時，できるだけ速やかに，学生玄関等に設置されるアルコール消毒液またはトイレ等で石鹸を使った手洗いによる手指の消毒を行うこと。
- (2) マスクを着用すること。
マスクを忘れたり，登校中や在校中に汚損したりした学生には，学生課窓口にて所定様式への記入の上，原則として1人1日1枚マスクを提供できることとする。
なお，登校中に体調が悪くなった場合は，近くの教職員または，構内電話にて保健室に連絡し，指示を仰ぐこと。

II. 授業（HRを含む）

自身の確認事項

授業，実験・実習およびHR等の際（以下，授業等の際と表記する），以下の事項を確認してから臨むこと。

- (1) 37.5°C以上の発熱がないこと。
- (2) のどの痛みなど風邪の症状がないこと。
- (3) 息苦しさや強いだるさ等の症状がないこと。

授業等の際の基本実施事項

授業等の際には以下の事項に留意すること。

- (1) 前後の石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒。
- (2) 「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避。
- (3) マスクの着用と咳エチケットの徹底。

授業等において，体調が悪くなった場合は，近くの教職員または，構内電話にて保健室に連絡し，指示を仰ぐこと。

教室等の換気

授業等の際して，教職員が実施する教室等の換気（密閉状態の回避）に協力すること。

具体的には，

- (1) 欄間（扉上部の窓）は常時開放する。
- (2) 教室の扉も熱中症予防と指導に著しい悪影響がない限り常時開放する。
- (3) 教室等設置の換気扇等の換気装置は，常時使用（ON）とする。強弱の切り替え機能がある装置については，指導に著しい悪影響がない限り「強」で使用する。
（設置されている換気装置の最大換気量は，労基署通知換気量，毎時30m³/人を40名について満たす仕様となっている）
- (4) 悪天候時やエアコン使用が必要ない気象条件においては，教室内2箇所以上の開口部を常時確保する。
- (5) 悪天候時や熱中症予防のためエアコン使用が必要な気象条件の場合は，45分に1回，扉や窓を開ける換気を5分間行う。

座席の配置

授業等に際しては、分割登校実施中は、教室内の机イス配置を変更せず、一つおき（市松模様風、図2）に着席する。

このことにより、学生間の間隔をレベル1地域で確保することが求められている、1m以上で確保できる。（密集状態の回避）

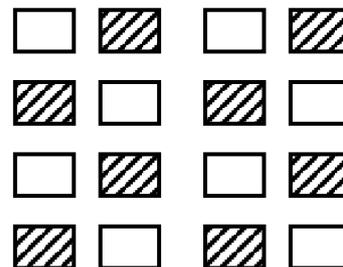


図2

授業中

授業等に際しては、以下の事項に留意して行う。

- (1) 間近での指導は、学生と教職員の双方ともマスクを着用であることを条件として受ける。
- (2) 体育の実技授業については、学生間、学生－教職員間に2m以上の距離をとることを前提としてマスクの着用は必要がないものとする。
- (3) 実験・実習においては、実験や作業の実施において、「3つの密」（密閉・密集・密接）を回避する対策を講じた施設、設備でのみ行うことができる。
- (4) 複数の人が触れる機器類については、教職員の指示に従い、必要に応じてアルコール消毒液により消毒する。
- (5) 授業等の開始後および終了後に体調が悪くなった場合は、近くの教職員または、構内電話にて保健室に連絡し、指示を仰ぐこと。

授業時間

授業時間は、遠隔授業実施時と同様の以下の時間とする。

(予鈴)	8 : 5 5	
1・2時限	9 : 0 0 ~ 1 0 : 2 0	
3・4時限	1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 5 0	
昼休み（学生が学外に出ることは原則禁止）		
(予鈴)	1 3 : 1 5	
5・6時限	1 3 : 2 0 ~ 1 4 : 4 0	
7・8時限	1 4 : 5 0 ~ 1 6 : 1 0	(下校) 1 7 : 0 0
9・10時限	1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 4 0	(最終下校) 1 8 : 0 0

III. 休憩時間

授業間および昼休みの休憩時間においても、密閉・密集・密接のないようにする。特に、以下の事項について留意する。

- (1) 対面しての会話では、必ずマスクを着用し、極力1m以上の距離を取ること。
- (2) トイレの前後、食事の後には、必ず、石鹸を使った手洗いまたはアルコール消毒液による手指の消毒を行うこと。

IV. 放課後

授業終了後、速やかに下校・帰寮する。これに際しても密閉・密集・密接のないようにする。

V. 人権への配慮

以下のことを強く認識する。

- (1) 感染者が多く発生した地域からの入寮学生あるいは通学生が、いじめや偏見・差別を受けることは、何があっても許されない。
- (2) 人によっては、長期の登校がなかった期間をあけた不安を抱えていることがある。

登校開始後、1週間以内をめどに担任による学生との個別面談を行う予定です。

以上

新型コロナウイルス感染症予防対策下での学生生活

沼津工業高等専門学校

R2. 6.19 Ver.1

R2. 7. 7 Ver.2

I. 家庭や下宿先での体調管理について

- (1) 学生は毎朝体温を測定し、健康記録表に健康状態と一緒に記録する。登校以外の外出も、健康記録表に記録する。健康記録表はいつでも提出できるように保管する。
- (2) 発熱や風邪の症状がある場合は登校せず、教務係に連絡する。受診する場合は最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談する
- (3) 身近な人に感染の疑いがある場合も教務係に連絡し、自宅や下宿先で遠隔授業を受ける。
- (4) 免疫力を低下させないように、規則正しい生活と栄養バランスのよい食事を心がけ、十分な睡眠時間（7時間以上が望ましい）を確保する。

II. 通学について

- (1) 可能な範囲で、公共交通機関をなるべく使用しない通学方法を検討する。保護者による送迎も可能である。
- (2) 通学中もマスクの使用が好ましい。ただし熱中症の危険があるため、気候や自身の体調を考慮して着用を判断する。
- (3) 下校時は不必要な寄り道はせずに速やかに帰宅する。

III. 学内での生活について

- (1) 石けんを用いてこまめに手のひらだけでなく、手の甲、指の間、爪の先、手首をよく洗う。
- (2) トイレは密にならないように利用する。定員以上の場合は廊下も利用して1 m以上の距離をとりながら待つ。また洋式トイレで水を流す際には、水の飛散を防ぐためにふたをしてから流す。
- (3) 他の通行者と接触しないように廊下は右側通行で利用する。不特定者からの接触感染を防ぐため、他の教室へは入らない。
- (4) 大声での挨拶は控える。会釈程度が望ましい。
- (5) 使用済みティッシュなどからの感染を防ぐために、分散登校の間はゴミを入れるビニール袋などを持参し、ゴミは持ち帰る。教室においてあるゴミ箱は使用しない。ただし実験、実習科目においては授業担当教員の指示に従う。
- (6) 3密の状態とボタン類の接触を避けるため、エレベーターの使用については身体的に問題がない場合や重い荷物がない場合には控える。
- (7) 校内においてもマスクの着用を原則し、予備のマスクも一つ用意する。ただしマスク着用時は熱中症を起こしやすいため、気候や自分の体調にあわせて判断する。マスクを着用しない時は、近距離で話さないようにする。
- (8) 低学年講義棟廊下や図書館1階などに設置されている長いすは、間隔を空けて利用す

る。長いすにはソーシャルディスタンスを呼びかける札を置く。尚友会館 1 階や学習サポートセンターに置いてある椅子は、数を減らす。尚友会館 1 階に設置されている就職関係の資料が置かれているラウンジは密閉環境になりやすいため施錠してある。使用する場合は学生係に申し出る。

- (9) 学生課の窓口には、飛沫感染防止用の透明シートが設置されている。窓口を他の学生が利用している場合は示されている経路やマークに従い、間隔を空けて順番を待つ。
- (10) 授業終了後、学生は速やかに下校する。当面の間、9・10 時間目に授業のない学生の最終下校時間を 17 時とする。
- (11) 学内外の課外活動は感染防止の観点から見合わせている。Teams を利用した活動を推奨する。

IV. 昼食について

- (1) 食事の前に、石けんを用いた手洗いを入念におこなう。
- (2) 学生食堂については、座席を通常時の約半分に減らし、対面にならない配置にしてある。昼休みを通常時よりも 40 分延長しているため、混雑している場合は空いてから利用する。食券の購入にあたっては密にならないように示されている印に従い、間隔を空けて順番を待つ。出入口についても指示されている経路に従う。
- (3) 教室で弁当などを食べる場合は、机の配置を変えずに自分の席で前を向いて食べる。食べ残しは持ち帰る。
- (4) 昼食時の会話はなるべく控える。

V. 図書館の利用について

- (1) 平日 8:30～16:00 に、使用できる座席の数を制限した状態で開館する。学生証を用いて入館者を記録する。密な状態を防ぐため 1 回の使用は 30 分以内とする。
- (2) 書架でのブラウジング利用前後に手指の消毒を行う。手に取った図書等は書架に戻さず、指定したブックトラックへ戻す。返却された図書等については、72 時間の隔離期間を設ける。
- (3) 館内設置のパソコンは、蔵書検索用端末の使用のみとする。
- (4) 職員が午前、午後、閉館後にそれぞれ消毒作業を行う。

VI. 学生が学校で体調不良になった場合の対応

学生は、教室などに設置されている内線電話を用いて、保健室（内線 5729）に連絡し、指示に従う。

学生に風邪のような症状が見られる場合は、保健室は学生から保護者に迎えに来るように連絡をさせた上で、待機室（学生共用室 1、学生共用室 2、学生生活支援室など）

に行くように指示する。学生は原則、保護者の迎えによって下校する。ただし保護者の了解が得られた場合や、保護者に連絡がつかない場合は、学生一人での下校を許可する場合がある。

待機室には Web カメラ、体温計など必要な設備や物品を備える。また学生の使用後はアルコールを用いた消毒を行い、次の利用に備える。

VII. 分割登校期間中の登校対象でない学生の登校について

- (1) 学内での感染リスクを極力抑えるため、登校対象でない学生の登校は禁止する。ただし必要な要件については、教職員の指示によって登校することができる。詳しくは別に定める。
- (2) 登校時と下校時には必ず学生係で手続きを行い、17時までに下校する。
- (3) 発熱や風邪の症状がある場合は登校してはいけない。

VIII. 家庭や下宿先での生活について

- (1) アルバイトは、修学に不可欠な経済的な理由がある場合のみ認める。
- (2) 密の状態を避けるため、自宅や下宿に多人数(1 m 以上の距離を確保できない人数)で集まることを避ける。
- (3) 外出については、居住地域の警戒レベルに応じた実施方針に従う。静岡県では毎週金曜日に警戒レベルが発表され、web ページで公開される。
(<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html>)

IX. 学生の個々の事情に配慮した対応について

- (1) 分割登校が始まる前に全学生を対象にしたアンケートを実施し、登校や遠隔授業の継続に不安がある学生に対しては担任または学生生活支援室が対応する。
- (2) 一年生については担任が学生全員と個別面談（登校対象でない学生については遠隔での個別面談を含む）を行う。登校対象学生については登校してから一週間以内を目処に個別面談を終える。
- (3) 二年生以上についても登校対象学生については担任による個別面談を、登校してから一週間以内を目処に行う。登校対象でない学生に対しても、必要に応じて個別面談（遠隔での個別面談を含む）を行う。
- (4) 学生は教員に電話、メール、Teams のチャットなどを用いて、平日 8:30～17:00 であればいつでも相談できる。教員は学生からの相談を受けたら親身に対応し、必要に応じて学生生活支援室（カウンセラー、ソーシャルワーカー、精神科医などの専門スタッフ含む）とも連携する。
- (5) 学校以外に相談したい学生のために、KOSEN 健康相談室への電話相談についても学生

に周知する。

KOSEN 健康相談室 0800-000-2228 (24 時間・無料)

- (6) 登校できない学生, 感染リスクの高い地域など, 学生を取り巻く状況が個々それぞれ異なることを鑑み, それらによる偏見が教職員はもちろん学生間でも生じないように十分に配慮する。
- (7) 経済的な問題については, ソーシャルワーカーに相談できる体制を整える。家計急変への支援や奨学金については本校 Web ページで案内する。

学生寮における平常時の
新型コロナウイルス感染防止マニュアル（寮生用）

沼津工業高等専門学校 学生寮

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月7日 Ver.2

寮内における新型コロナウイルス感染防止に対する協力のお願い

寮生の皆さん、

皆さんがニュースですでに聞き知っている通り、現在世界中で新型コロナウイルス感染が広がり、日本でも、多くの人が感染し、亡くなる方も多数出ています。ある程度の感染の収束は見られていますが、まだまだ予断は許しません。そういう中で学生寮の再開は、沼津高専にとって大きな決断であり、皆さんの協力がなければ前に進めません。

沼津高専の学生寮は、500 人近くの寮生が、6 つの建物で共同生活をしています。学生寮には、感染のリスクを高める「3つの密」が起こる可能性が高い場所、場面が多く存在しています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話する密接場面

寮の居室や廊下、捕食室、談話室、風呂場、洗濯場、3つの密はどこにでも起こりえます。寮を再開するにあたり、皆さんには家庭で生活する以上に、感染防止に注意を払ってほしいのです。今まで自由にしていたことが出来なかったり体調記録を毎日つけなくてはならなかったり、不自由なこと、制限されることも多くなりますが、それは、皆さんや皆さんの友人を守るためです。そしてもし万が一、感染者が出た場合でも、パニックにならずに、寮生同士思いやりの気持ちを持って行動してほしいと思います。

[生活の仕方]

- ・規則正しい生活を心がけ、三度の食事をしっかり摂り、睡眠時間を7時間以上確保しましょう。
 - ・こまめな水分補給をしましょう。
 - ・原則、棟内でもマスクを着用し、うがい・手洗い・手指消毒を心がけましょう。
- ただし、屋外で気温が高いときは、ソーシャルディスタンスを確保した上で、マスクは着用しないこととします。
(手指消毒用具は、各棟の玄関・補食談話室・風呂場・洗濯洗面所・トイレなどに設置されます。)

I. 自室での過ごし方

- (1) 朝起きたら検温して、7時10分までに体温・体調・行動予定を入力しましょう。
- (2) 20時点呼前にもう一度検温して、1日の行動を振り返り、体温・体調・行動記録を入力しましょう。
- (3) 居室の換気は1時間に1度以上、必ず窓とドアの2方向を開けて行いましょう。(換気の際、扇風機などを併用するとよい)
- (4) 居室のドアは、在室中はできるだけ開けておきましょう。
- (5) 一つの部屋に複数人で集まることは控えましょう。
- (6) 居室のドアの開閉は、原則その部屋の人が行うルールとします。閉まっているドアをノックした場合も、来室者はドアノブに触れてはいけません。部屋の中からドアを開けましょう。

II. 棟内での過ごし方

- (1) 棟内全体の換気のために、公共の窓は、朝開けて夜閉めることを心がけましょう。
- (2) 在寮者がいる場合、玄関は、女子寮(明峰)は防犯の観点から施錠、男子寮は換気のため、できるかぎり扉を解放しておきましょう。
- (3) 玄関や廊下に私物を置かず、不要物は撤去して棟内整理整頓に努めましょう。

- (4) 棟内の掲示物は必要最低限にし、連絡事項は原則 Teams を利用して行いましょう。
- (5) 補食談話室の利用の前後には、必ず入念に手を洗い、長時間複数人で滞在することがないように、譲り合いましょう。(最大利用人数は入り口に掲示されています)
- (6) 補食談話室は、当面個人利用に限ります。階パーティーなどの会食は原則禁止とします。
- (7) 補食談話室使用後は、簡易清掃をし、週に一度以上は、水回りの除菌消毒をしましょう。
- (8) 冷蔵庫の使用は当面禁止します。

※感染予防策について寮生会と話し合い、安全と判断されてからの利用となります。

- (9) トイレ・洗面所・洗濯場などは、原則居室の階にあるものを使用するようにしましょう。また、毎日の簡易清掃に加え、週に一度以上は、除菌消毒をしましょう。
- (10) トイレ使用後は、ハンドソープまたは石鹸で丁寧に手洗いをし、備え付けのペーパータオルで手を拭くようにしましょう。なお、手を拭いた後のペーパータオルは持ち帰り、ドアノブを触る際にこのペーパータオルを利用してください。接触感染のリスク低減につながります。ペーパータオルは自室のゴミ箱に捨ててください。
- (11) ミーティングは、原則 Teams を利用して行いましょう。
- (12) 感染防止の観点から不要な外出は控えましょう。やむを得ず外出する場合は、行き先と帰寮時間を明確にし、早めの帰寮を心がけましょう。

III.その他、公共場使用上の注意

- (1) 寮食堂の利用については、別に定めた使い方のルールを守って利用しましょう。
- (2) 接触感染防止の観点から、マイ箸や水筒・ペットボトルの持ち込みを当面認めず。マイ箸や水筒は使用後に洗浄し、清潔に保ちましょう。
- (3) 食堂施設に入る前には必ず手を洗い、入ってから着席するまでと食事を終えて食堂施設から出るまではマスクを着用してください。個別または少人数のグループ行動でできるだけ荷物を持たずに利用しましょう。
- (4) 寮食堂利用に際して並ぶ場合も、ソーシャルディスタンスを意識して距離を開けましょう。
- (5) 風呂の利用については、別に定めた入浴の仕方のルールを守って定められた時間帯で、混雑しないように配慮しましょう。
- (6) 接触感染防止の観点から不特定多数の人が触れる可能性が高い脱衣場のロッカーは使用禁

止となります。衣類等は各自で大きなビニール袋を持参し、その中に入れるようにしてください。

- (7) 入浴中も浴室・脱衣場など、適宜換気を心がけましょう。
- (8) 浴室清掃時も換気を十分にし、週に一度以上は、排水溝やシャワー栓の消毒をしましょう。

IV. 点呼（体調・安全確認の仕方）および届け出（外泊・外出）について

- (1) 接触感染・飛沫感染予防の観点から、当面は Forms による点呼を実施します。
- (2) 点呼の時間になったら、各自で Forms に入力してください。入力受付時間は、以下の時間帯となります。階長・棟長が入力状況を確認し、指導します。

朝点呼 7時00分～7時10分

20時点呼 20時00分～20時10分

22時点呼 22時00分～22時10分（外出者のみ）

- (3) 外出・外泊についても当面 Forms に入力することで行う形に変更します。なお、明峰寮の寮生は、これまでの外泊手続き（今年度からメール）も同時に行ってください。
- (4) 帰寮報告は、Forms で行います。帰寮時に帰寮時刻を入力します。22時には、体温、体調、行動記録を入力して、宿直教員が確認します。外出した際に誰と会ったのかがとても重要な情報となりますので、行動記録は正確に記録しましょう。

学生寮において感染の疑われる症状が現れたときの
マニュアル（寮生用）

沼津工業高等専門学校 学生寮

令和2年6月19日 Ver.1

令和2年7月 7日 Ver.2

寮内における新型コロナウイルス感染防止に対する協力のお願い

寮生の皆さん、

皆さんがニュースですでに聞き知っている通り、現在世界中で新型コロナウイルス感染が広がり、日本でも、多くの人々が感染し、亡くなる方も多数出ています。ある程度の感染の収束は見られていますが、まだまだ予断を許しません。そういう中で学生寮の再開は、沼津高専にとって大きな決断であり、皆さんの協力がなければ前に進めません。

沼津高専の学生寮は、500人近くの寮生が、6つの建物で共同生活をしています。学生寮には、感染のリスクを高める「3つの密」が起こる可能性が高い場所、場面が多く存在しています。

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話する密接場面

寮の居室や廊下、補食室、談話室、風呂場、洗濯場、3つの密はどこにでも起こりえます。寮を再開するにあたり、皆さんには家庭で生活する以上に、感染防止に注意を払ってほしいのです。今まで自由にしていたことが出来なかつたり体調記録を毎日つけなくてはならなかつたり、不自由なこと、制限されることも多くなりますが、それは、皆さんや皆さんの友人を守るためです。そしてもし万一感染者が出た場合でも、パニックにならずに、寮生同士思いやりの気持ちを持って行動をしてほしいと思います。

I. もし自分が新型コロナウイルスに感染していると思ったら

以下のいずれかの症状がある場合、次の（１）～（８）の行動をしてください。

- ・ 発熱 37.5℃以上の発熱がある
- ・ 倦怠感がある
- ・ 息苦しさがある
- ・ 発熱や咳、頭痛、下痢など比較的軽い風邪の症状が続く
- ・ 味覚・嗅覚異常がある

（１）あなたの体調管理・行動記録は、寮担当教職員（寮監、寮事務、あるいは宿直教員が）毎日の点呼時に Forms に入力した記録内容で確認します。

（２）寮の自室から、携帯で寮監あるいは寮事務（昼間 8:00～17:00）か、宿直教員（夜間 17:00～翌朝 8:00）に連絡しましょう。寮担当教職員は、寮長と棟長に連絡をとり指示を出します。

寮監： 055-926-5740

寮事務： 055-921-1707

宿直室： 055-926-5738（栄峰寮 教員宿直室）

055-926-5739（清峰寮 教員宿直室）

055-926-5961（明峰寮 教員宿直室 22:00 以降は清峰寮教員

宿直室へ）

（３）体調が非常に悪いときは、寮担当教職員と相談して「帰国者・接触者相談センター」に連絡しましょう。

「帰国者・接触者相談センター」

・ 平日 8:30～17:15 TEL: 050-5371-0561, 050-5371-0562

・ 上記以外（土日祝日を含む） TEL: 050-5371-0561

（４）寮担当教職員の指示があるまで、自室で待機しましょう。そして帰省できる用意をし

ておきましょう。保険証，財布，印鑑，携帯電話等，通院や生活に支障の出ないように，最低限の荷物をまとめましょう。

- (5) 食堂に行くのは避けてください。食事は部屋の前まで運んでもらいます。トイレは指示された場所を使い，お風呂に入るのは避けてください。
- (6) 公共の交通機関を使わないで保護者と帰省しましょう。
- (7) 実家が遠方，あるいは海外などで帰省できない人は寮務主事の指示に従って，自室に待機しましょう。
- (8) 帰省した場合は，14日間の自宅待機をお願いします。その間の体調管理・行動記録も引き続き記入するようにしてください。体調が悪化し，医療機関でPCR検査をしたときは，結果が判明次第，保護者から高専に電話連絡をしてください。陽性であった場合は，寮の居室に消毒が入ります。

II. 自分が新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者になった場合

- (1) 家族や友人などの感染が判明し，自分が濃厚接触者である恐れがある場合は，速やかに担任，寮担当教職員に報告しましょう。寮担当教職員は，寮長や棟長と連絡をとり，寮生全員に指示を出します。
- (2) あなたの体調管理・行動記録は，寮担当教職員（寮監，寮事務，あるいは宿直教員）が毎日の点呼時に Forms に入力した記録内容で確認します。
- (3) 帰省の準備をし，保護者が迎えに来るまで自室で待機しましょう。その間，食堂に行くのは避けてください。食事は部屋の前まで運んでもらいます。トイレは指示された場所を使い，お風呂に入るのは避けてください。
- (4) 公共の交通機関を使わないで保護者と帰省しましょう。
- (5) 学校から学生の居住地域を所轄する保健所に連絡が行きます。保健所の指示に従いましょう。
- (6) 陽性と判明した場合は，入院もしくは隔離施設に移ります。この場合，寮の居室に消

毒が入ります。

(7) 陰性の場合は、14日間の自宅待機となります。

Ⅲ. 同じ棟で新型コロナウイルス感染の疑いが出た場合

(1) 寮担当教職員の指示があるまで、自室に待機してください。食堂の利用に関しては、他の棟の学生との接触を避けるため、寮担当教職員の指示に従ってください。

(2) トイレや手洗いは、指示された階のものを使いましょう。

(3) あなたの体調管理・行動記録は、寮担当教職員（寮監、寮事務、あるいは宿直教員）が毎日の点呼時に Forms に入力した記録内容で確認します。

(4) 不確かなこと、個人を特定するようなことを SNS 等に載せてはいけません。また、Forms に記載されている内容も個人を特定する情報になりますので、SNS 等載せてはいけません。

(5) 心配や不安があれば、寮担当教職員、担任、学生生活支援室になんでも相談をしましょう。

Ⅳ. 感染の疑いは薄く、感染の濃厚接触者でもない場合

自室以外でのマスクの着用、手指の洗浄、消毒に気を付け、学生同士のソーシャルディスタンスを守って通常通り生活します。